様式15

自動車運転代行業行政処分簿

被処分者	認定番号	愛媛県公安委員会　第３６５号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	４５９代行サービス
	主たる営業所が所在する市町	松山市
処分年月日		令和７年12月19日
処分内容		営業停止命令（17日間） 令和７年12月19日から令和８年１月４日まで
処分理由		令和７年３月 26 日付けで上記代行業者にかかる変更届出書（受託自動車共済保険更新）を受理したが、その際、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第８条１項に定められている「変更のあった日から 10 日以内」の届出期間を超過しており、変更届出義務違反が認められた。 令和７年７月 16 日付けの上記違反に係る指示処分により、累積点数が令和６年７月４日付けの指示処分と合算して、同法施行令第５条第１項第２号に掲げる営業の停止の基準を超過したため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第２３条第１項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注　処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。